

平成30年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第4号)

平成30年9月20日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	8番	小林一広君
9番	小淵晃君	10番	渡辺建次君
11番	関谷明生君	12番	大島孝司君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聡君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君

教育次長 三輪 茂君 監査委員 畔上 洋君

事務局職員出席者

議会事務局長 山崎 博雄 書記 柘津 貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項を申し上げます。

8番、小林一広議員から、都合により遅刻する旨、そして、産業振興課、富岡課長補佐から、都合により欠席する旨の届け出がありましたのでお知らせいたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は、昨日の継続であります。

昨日に引き続きまして、順次質問を許可いたします。

◇ 山 岸 裕 始 君

○議長（関 悦子君） 最初に、6番、山岸裕始議員。

〔6番 山岸裕始君登壇〕

○6番（山岸裕始君） 通告に基づきまして、1点質問させていただきます。

中学校が管理していた各自治会の花壇の引き継ぎ状況は。

うるおいのある美しいまちづくりを目指す小布施町は、1980年、町内自治会に「町を美しくする事業推進委員会」が発足し、地区単位による美化運動が進められてきました。中学校生徒会にも緑化部が生まれ、子供たちが育てた花を、地域において老人会・育成会とともに行う花壇づくりが始まりました。

長い期間、中学校が行う花づくりは、中学校の授業の一環として学校が主体で進めていただきました。町内を鮮やかに彩っていただきましたが、各自治会の花壇の規模や、子供の人数の違いもあり、中学の授業として行うことが難しくなってきました。ここ数年は、小布施学園コミュニティ・スクール運営委員会の提案もあり、中学の授業ではなく、本来の自治会が中心となり育成会と一緒に子供がかかわれる形に変わってきております。形が変わり、学校ではより学校行事のための時間が確保できることになり、また、自治会でも、町内の私立の学校に通う子供たちも自治会活動に参加できる等、よい結果が出てきた部分も見受けられています。

しかしながら、まだ十分に自治会に周知されている状況ではなく、自治会によっては花壇の整備の状況や子供たちとのかかわり方に差があるのが実態です。

それで、2点お伺いします。

花壇の整備に関して、自治会にどのような周知を行っているのか。花壇整備に育成会がかかわっていただいている割合はどの程度かということでお答えください。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） おはようございます。

それでは、山岸議員の各自治会における中学校花壇づくりについてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、昨年までは各自治会に中学校生徒会の花壇を設けていただき、中学校の緑化委員会で育てた苗を授業の一環として花壇に植える作業をしてまいりました。このような中、限られた授業時数の中に多くの行事があり、年々時間のやりくりが難しくなっていることや、町全体に配布する苗を学校で育成することも大きな負担となっていること

から、昨年、行事の見直しについて小布施学園コミュニティ・スクールの皆さんと一緒に検討してまいりました。

その結果、地域の花壇については地域にお返しし、各自治会や育成会の力により管理していただき、花植えや水くれに中学生が無償に参加して交流を深めさせていただく形にさせていただけないかとの結論に至ったところであります。その方針について、文化委員長会議ですとか、花づくり推進委員会の場で皆さんにお願いし、現在に至っております。

しかしながら、時間がない中でお願いしたこともあり、十分に周知ができているとはいえ、議員ご指摘のとおり自治会によって対応が分かれている状況にあります。また、花壇に育成会がかかわっていただいている割合についても現在把握ができておりません。今後、改めまして各自治会にご趣旨を説明しつつ、周知を図り、地域の花壇づくりに中学生がかかわっていただける整備を整えるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（関 悦子君） 以上で、山岸裕始議員の質問を終結いたします。

◇ 川 上 健 一 君

○議長（関 悦子君） 続いて、5番、川上健一議員。

〔5番 川上健一君登壇〕

○5番（川上健一君） おはようございます。

まず最初に、9月の初めに台風21号で被災をされました皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1つ目ですが、小さな自治会の問題や課題についてということですが、何年か前から、町内の比較的小さな自治会の役員から、自治会を維持していくのが大変になってきているという声が聞かれるようになってきました。小さな自治会では、もともと昔から軒数が少なく、そこに暮らす人の数も少ないわけですが、自治会の役員の体制も大きな自治会と変わりなく維持されてきましたし、自治会のさまざまな事業も同様に進められてきました。

先ごろ、なし遂げられた公会堂耐震化事業も大きな自治会と変わりなく立派に実施され、各戸にとって金銭的・精神的負担は大変なものだったと思います。小さな自治会といえども、大きな自治会に引けをとることなく事業を実施されていることは、本当に素晴らしいことで

あり、称賛に値するものと思います。

しかしながら時代も変わり、人々の心の中には、できるだけ個人の負担や責任は軽く、そしてまた逆に受ける恩恵は大きくと願うような時代となってきたように思います。かつては、小布施の里に生まれた者はほとんどが小布施の里に残ったものと思いますが、近ごろでは若者は一旦ふるさとを離れるのがパターンになっており、一旦ふるさとを離れるとなかなか戻らないというのが通例であり、地域の人口は減る一方となります。

若者がふるさとに戻らない原因には、先ほども述べましたが、地域での役員やさまざまな負担を背負わなければならないというマイナス要因が若干あるからではないかと思います。また、人の流れ、転入転出を見ても、そこで暮らすことを考えると、都会への人の流れは圧倒的に多いわけで、田舎への流れはほんのわずかです。

町の大きな自治会と小さな自治会とでも、そこには差があり、東町や六川といった自治会には転入される方は若干ありますが、町周辺部の自治会にはほとんどありません。今後、周辺部の中でも小さな自治会は、人が少なく、自治会役員体制の維持や自治会費等の負担増も考えられ、自治会として維持していくことが、これまで以上に難しくなってくるものと思います。

そこで1つ、このような自治会に対し、町として問題解決に向け、解決策・打開策を提案提示したことはありますか。

(2)として、町も現在、人口減少時代に向け、その対策に取り組んでいるところですが、小さな自治会の抱えている問題解決なくして、町の人口減少はとめられないと思うが、町はどう考えているのか。

(3)として、早急に町として対策を講じ、手を打っていかないと、自治会が自治会として機能しなくなります。具体策があったら示してください。

以上です。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんは早朝からありがとうございます。

ただいまの川上議員ご質問に対して答弁を申し上げます。

小さな自治会の問題や課題についてのご質問をいただきました。小さな自治会の問題は、かねがね私たちとしても自治会やコミュニティからのご要望やご意見をいただく中で、町内

でもよく話し合い、丁寧な対応を心がけてまいりました。

少し話はそれますけれども、現在、私たちは町の施策を進めていく中で、5つの大きなプロジェクト、これは私のお約束とも絡んでいることでもありますけれども、5つのプロジェクトを積極的に進めております。

1つに自殺対策であります。2つに地域メディアのこれからのあり方、これは議会でも何回か出ていることであります。それから3つ目に、小さな自治会の維持保全、そして存続、活性化という問題であります。それから4つ目が、きのうもご質問にありましたが、働き方の改革、あるいは、業務改善という抜本的な問題であります。それから5つ目に、再生可能エネルギー、これを小布施町の景観とあわせながらどのようにつくっていくかというような5つのプロジェクトに取り組んでいるわけでもありますけれども、この3つ目の小さな自治会という問題は、私にとりまして非常に大切な問題であります。本当に、町中を回らせていただく中で、先ほどご質問にもありましたけれども、その自治を維持をしていく、あるいは、お宮を中心とした政を丁寧に進められている、そういう姿を拝見するについても、これをなくしてはならないという強い思いがあるからであります。

それには、土地利用の問題も十分関係してくる問題であろうというふうにも考えております。そうした中で、小さな自治会の問題というのは、大きく考えると2つあるなというふうに認識をしております。

1つ目は、自治会は各自治会、27自治会でありますけれども、9つのコミュニティに加入しており、自治会の役員さんがコミュニティ役員を兼ねるといえば二重構造をとっているための、役員さんにとって大変負担が大きいという点があります。

2つ目としては、こうしたいわば役員さんの負担というかを生み出すのは、やはり人口の問題があるなというわけで、中には、大きな自治会はともかくとして、小さな自治会では役員さんを自治会長さん初め、各役員さんを二度三度とやっていただきながらその自治会を回していただいているという実態があります。これらの問題意識を持っていることから、議員からのご質問にお答えをしたいと思います。

まず(1)でありますけれども、先ほども申し上げましたが、自治会と町、私たちは常に連絡を取り合い、さまざまな面で協働させていただいており、自治会長の皆さんが困難であるとお感じになるさまざまなご質問や、支援をお求めいただく場合がありますが、それには丁寧にまずは相談させて、対応させていただいております。また、町のチラシなど配布をお願いするための自治会事務委託料などを支払いを申し上げ、公会堂の耐震改修でも補助金を、

無利子の貸し出しを行いました。これはもう終わっておりますけれども、コミュニティ維持の推進も、自治会事務の軽減を一つの目的としたものであります。小規模、小さな自治会向けでは、土木関係の分担金において、戸数100戸に満たない自治会の軽減措置もとらせていただいております。

このように、町全体の自治会の負担軽減や事務的支援などを行ってまいりました。これは一つの例というか、行ってきたことの羅列をしたものであります。

それに引き続きまして、(2)番目の、小さな自治会の抱えている問題解決なくして、町の人口減少はとめられない、町はどう思うかという質問であります。小布施町は自治会が集まってできており、自治会の人口減少はそのまま小布施町の人口減少という課題になっていると、これは当然のことです。人口全体を増やすということはなかなか難しいことにしろ、小さな自治会が維持運営、そして保全、あるいは活性化していただくことというのは、非常に重要な問題だ、大切な問題だというふうに考えておりますし、実際に地域の皆さんともさまざまにご相談をさせていただいております。

先ほども申し上げましたけれども、日本の国の中でもこの自治会機能が非常に弱まってきている、これ自体がやっぱり非常に大きな問題だろうというふうに思います。ですので、どんな小さな自治会であっても、やっぱり維持保全、そして活性化していただくということは非常に重要なことだというふうに思います。

早急な対策、具体策という問題に移るわけですが、今まで私たちは、町全体にかかわる移住・定住を進めてまいりました。できるだけお若い方々が移住を決めていただける環境を準備をいたし、小布施町にお住まいいただけるように努力してまいりましたし、その成果も幾分かには出ているかなというふうにも思います。若者の皆さんを中心とした交流人口を増やし、安心してお子さんを産み、育てやすい環境を整えること。移住定住コーディネーターの案等を中心とした移住情報の提供や空き家バンクの充実など、移住に関し応援できる仕組みを整えること。さらに、都市計画法34条第11号による規制緩和など、市街化調整区域に住宅ができる環境を整え、小布施町の人口維持、できるだけ減ることをなくすという施策を進めてまいったところであります。

今、ご質問の中で、小さな自治会という問題で、あるいはコミュニティの問題で、一番多くお話をいただいたり、ご相談をいただいておりますのが、コミュニティで申し上げますと第7コミュニティ、六川・中子塚・矢島・清水、そうした地域であります。この皆さんのところで、この自治会を維持していくことは非常に大変だということから、まずはこの地域から一つの

小布施のモデル地区としてご一緒につくっていただき、それを町中に敷衍をしていこうという、そういうふうな先ほど申し上げたプロジェクトでも進めているところでございます。

最初に申し上げた2つの問題点でありますけれども、コミュニティ役員の二重構造については、知友を含めてコミュニティ内部でお話いただく中、解決策を今模索中であります。

それから、人口減少という問題でありますけれども、これは冒頭申し上げたように、土地利用ということが非常にネックになります。ご案内のように、昭和46年から線引きが行われて、市街化調整区域と市街化区域に分かれております。この市街化調整区域が大半でありますし、該当するコミュニティ、あるいは自治会においても、それによってなかなか家というものを建てるのが難しいという、これは皆さんよくご案内のところであります。

ここを、私たちがどういうふうにしていくかということでもありますけれども、この権限というのは、これもご案内のところですが、長野県が押さえております。私たちは相談するときに2カ所に行かなければならない。どこかという、農政と都市計画の両方です。そうした場合に、農政に業務依頼に行くと、いやいやそれは都市計画で決まっているからと、都市計画に行くと、いやいや農政がというような、こうなかなか進まないわけです。ですから、町の皆さんの中にもずいぶん、自分の敷地内にお子さんのお家を建てる場合に2年もかかってしまったというような事例もあるぐらいです。

ここを何とかしていきたいということで、私たちは長野県、去年、阿部知事の肝いりで、それまでの地方事務所というのを地域振興局というのに改めました。私たちはそこをしっかり話し合いをする、地方局に何度かお話に行ったり、実際に私たちと小布施町で先日も会合を持ったところであります。そしてその中で、その地域振興ということを考えると、単純に線引きしてあるからどうだということではなくて、小布施のまちづくりはこういう形で進んでいる、例えば、先ほど来ずっと申し上げている小さな自治会というのが、実は小布施町にとっては非常な宝物なんだと、そういう自治会があって初めて小布施町全体が成立しているんだというようなことを、私どものほうからよくよくお話を申し上げました。

そういう中で、じゃ、どういう方法が一番いいかというようなことなんでもありますがけれども、この十分な話し合いの中で、県では小布施のまちづくりの根幹というものをある程度理解をしていただいた、ある程度というか大分理解をしていただいたというふうに思います。何を申し上げたかという、地域振興局ということの名乗るのであれば、私たちがその土地問題に関してお願いをしたときに、一方で農政に行き、一方で都市計画に行くというようなことではなくて、振興局そのものがその先頭に立って両者をまとめてほしいという、そうい

うお願いをしたわけでありまして。それについて、早速そういう窓口というか、よくわかったということで、県の振興局ではそれぞれそのことについて積極的に応援をしていこうというふうなお話をいただいたところでありまして。今後、速やかに進展していくという体制が少しですが整ってきたところでありまして。

一方で、私たちは庁舎内に、先ほど申し上げたとおり、都住駅の、都住地区の駅周辺の活性化に関するプロジェクトを立ち上げております。これは議会でも何度かご質問をいただいておりますが、緊急に進めており、繰り返しになりますけれども、六川・中子塚・矢島・清水を基点として、まずは進めて、全町へ進めていく足がかりにしていきたいというふうに考えているところでありまして。

ただ、ここで大切なことは、やはり自治会そのものの意思決定であります。私たちがこうだというふうに決めることではなく、やはり自治が大事であります。ということは、自治会の皆さんのある程度の総意というものがなくては先に進むことができません。自治会が、先ほど来申し上げている維持存続、活性化に向けて、大きなご意思をお示しをいただいて、私たちと一緒に具体的な取り組んでいただく必要があるだろうというふうに考えております。

自治会のどの地域を、主に34条第11号を基盤としているものですが、どの地域を住宅化にしていくかという方向性、移住する人が買い取った土地と残された農地、これを耕作する人との良好な関係をつくっていくというようなことも非常に重要なことでもあります。ですから、丁寧な地域の計画を立てていく取り組みが必要となってまいります。場合によっては、自治会の皆さんが、転入していただく方にやっぱり礼を尽くしていただき、ぜひおいでいただきたいというそういう姿勢すら必要であろうというふうに思っております。その地域においていただくための努力をしていただくということも重要であろうと。もちろん私たちもやりますけれども、これをご一緒をお願いをしたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、私たちとしても、自治会と手をしっかりと組ませていただき、自治会のお声をさらにお聞きし、自治会の独自性、アイデンティティを大切にしながら、それぞれの地域に合った具体的な施策について検討、実践をしてまいります。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） 小さな自治会の問題、課題というのは、人口減少時代に入ったからその問題が出てきたというふうには私は感じていなくて、随分前から、要するに人口が横ばい

の時代から既に始まっていたんだろうと思うんです。それは、小さな自治会というのはやっぱりどうしても昔からその自治会を維持していくために、役員にかなりやっぱり負担がかかっていたんだろうと思うんです。そこに生まれた長男とか、そういう方が常にそこにいて、そこに住んでいただければいいんですけれども、それが少しずつ出て行くような時代になってきた。それが、なぜそういうふうになってきたのか。そこにいると、やっぱりどうしても負担がかかると、役員が頻繁に回ってくるというのがやっぱりちょっとあったと思うんです。

大きな自治会だと1回回ってくるか、あるいは、やらなくても済んでしまうと。ところが、小さな自治会では二度三度と回ってくるというようなことが起こっていて、その長男さんがそこに住んでいただければいいんですけれども、そこにいることもなく、出て行ってしまふ方々もやっぱり出てきてしまっていて、どうしても若手がそこに住まない、子供もそこには生まれられないわけですから、どんどん高齢化が進んでいっちゃうと。そのところの人口減少をとめない限りは、小布施の中の幾つかの小さな自治会というのは、自治会として維持していくことはできないと思うんです。

よく小さな自治会の役員の皆さんからも、もうやっていかれないよというような話を聞くんですが、どんなことが提案できるのかなというのは、いつも考えてはいるんですけれども、自治会の役員を、幾つかの自治会で今まで1人ずつ出していたものを、要するに3つの自治会がいたら、1つの役員が例えば環境美化委員だとすれば3人出てきているわけですね。だけど、それを2人にして、それぞれ3地区を見るとか。あるいは、土木委員会の委員長とか、そういうのもいますけれども、それも3人いるとするならば2人に減らすとか、その予算面もその部分だけは一緒にしてしまうとか。

できないものもあるんです、例えば、神社会計とか、そういうものはなかなか一緒にはできない部分がありまして、お祭りも別個になってますので。お祭りの関係も、やはりそれぞれの自治会で維持することがなかなか、若手がないものですから維持できなくて、もうお祭りはやらないという自治会も出てきている。何とか子供たちにやっていただいて維持されているところもありますけれども、そういったように、なかなか、それぞれ苦労されている。

ですから、町としてもやっぱりその予算面の関係なり、役員の関係なり、何かそういうまとめることができる部分というのはやっぱり提案して、こうやったらどうでしょうかと、でない、若手はやっぱりそこへ入ってこないですね。よそから新しく入る方でも、あそこは何か負担かかるからちょっと嫌だなと、大きいところなら紛れ込んでいてやらなくて済

んじょうとかということを入れる。そういう自治会というのがやっぱり、東町だったり、六川だったりというような地域になってきています。ですから、そこら辺のところについて提案していくということも、いろいろ幾つかまだあると思うんです。私はひとつそんなような提案をして、それぞれの自治会の理解が得られれば、そういった方向で進めていけるんじゃないかと思うんです。

あと、やはり、先ほど町長答弁の中でおっしゃっておられましたけれども、その土地利用の問題ですよね。これは何としても県にご理解いただいて、小さな自治会にはっちもさっちもいかないんだと、そのところをやっぱり強く訴えていただきたい。その辺について、2点ほどお答えをいただきたいと思いますが。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 再質問にお答えをいたします。

いろいろな町からも提案をしろということでもありますけれども、かなり具体的な提案も地域からいただいております。例えば、ちょうどご質問いただいた方が六川の自治会員でもいらっしゃるので、例えば、清水とか、あるいは中子塚の皆さんからは、コミュニティというものを一つの自治会にしてしまったらどうかと、その中で、お宮を守る、これだけはちょっと別組織でやったらどうかとか、そういう具体的な提案がもちろんあるわけです。役場役場とおっしゃいますけれども、やっぱり自治会というのは自治が機能していることが最優先なんです。ですから、その自治会の皆さんがお考えになるということが一番重要なことで、それに沿って進めていくというのが私たちのあり方だろうというふうに思っています。

本当に、小さな自治会であろうが、大きな自治会であろうが、やはりその地区のアイデンティティというものがしっかりされていると私は思っているんです。そのところを非常に重要にしていきたいというふうなことです。ですから、それを守りながら、なおかつその役員の問題だとか難しい問題は、例えば、大きい自治会で引き受けていただくとか、そういうことを大胆にやっていくということを守っていきたいなど、あり方とすれば、そういうふうに思います。

それから、土地利用問題については、先ほどかなり細かくお話を申し上げましたように、県には小布施町のまちづくりのあり方がおわかりをいただいているというふうに思いますので、これは大きく進展をさせていきたいというふうに思いますけれども、これにしたところで、やっぱり地域の皆さんのお考えや、それから一緒に動いていただくということは非常に重要です。ですから、最後、再質問の答弁に際して大変失礼でございますけれども、お願い

になって失礼でありますけれども、川上議員にもその当該地区の議員としてご一緒にぜひ全幅のお働きをいただきたいということで、再質問に対するお答えにさせていただきます。

○議長（関 悦子君） 川上健一議員。

○5番（川上健一君） それでは、2つ目の質問ですが、9月に入りまして、経済産業省のほうから、2025年から27年ぐらいにかけて現在の買い取り価格を半減ぐらいにしたいというようなことが発表がありまして、ちょっと時機を逸したというような質問ですが、進めたいと思います。

太陽光発電パネルの設置のルールづくりはということですが、最近町内に太陽光発電のパネルの設置が増えてきております。東日本大震災以降、全国的に太陽光発電が再生エネルギーの筆頭格になり、急激に増加してきていると、各地にメガソーラーシステムが登場し、中には地元の住民の設置反対の動きに、設置が頓挫したところも出てきていることはご存じのとおりであります。町には、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例、それから、小布施町景観計画があり、町の景観を美しく保つために町内の建築物や看板等に制限等が定められています。

しかし、町中心部に突然パネルの設置がされたところがあり、緑あふれる比較的農村部というような景観が町の魅力でもあることから、突然視界に入ってくるパネル群に異様さというか、町の景観にそぐわないという、しっくり来ないという思いであります。早々に太陽光パネルの設置に向けたルールづくりをすべきではと考えます。

そこで、（1）として、町には美しいまちづくり条例等はあるが、太陽光発電パネルの設置が増えている。これについて町はどのように考えているのか。

（2）として、太陽光発電パネル設置に対しルールづくりが必要と思うが、町はどのように考えるか。

以上です。お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

[建設水道課長 畔上敏春君登壇]

○建設水道課長（畔上敏春君） 川上議員の太陽光発電のパネルの設置のルールづくりはの質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、東北での大震災以降、全国的に太陽光発電が増え、小布施町においても太陽光発電のパネルの設置が増えてきております。太陽光発電につきましても、地球温暖化対策やエネルギー自給率の向上、再生可能エネルギーの普及促進を図り、

環境負荷を軽減する目的で平成20年ごろから国による対策が始まっております。また、長野県では、太陽光発電を中心に、再生可能エネルギーの普及を推進しており、県内消費量の全てを賄う再生可能エネルギー100%地域を目指すとしております。しかし、太陽光パネルによる景観への影響も懸念がされているところでございます。当町におきましても、町の景観の大きな要素であります切り妻屋根ではなく、太陽光パネルを乗せるため片流れの屋根にしたいとの相談が増えてきている状況であります。

これらの状況を踏まえ、1点目の太陽光発電パネルの設置が急増していることについての町の考えについて、2点目の設置に対するルールづくりについて、あわせてお答えをさせていただきます。

さきに申しあげましたように、太陽光発電は国の政策でもあり、また、町でも再生エネルギーを将来的に町内の電力を100%賄うことを目標に、8月27日に設立された電力会社と提携し、事業を展開していくこととしており、景観面にも配慮した設置方法などを一緒に考え、実施していきたいと思っております。

現在、太陽光パネルの設置の相談があった際、町でお願いをしている事項として、太陽光パネルを乗せることを前提にした建物であっても、屋根の形状については切り妻屋根を基本として検討をいただきたい、また、農地など更地への設置について相談があったときには、現在、当町にはこれを規制する基準などはありませんが、周囲の状況、景観面から再考などをお願いをしているところであります。

このような状況下、県内でも多くの市町村で太陽光発電施設に関するガイドライン等が策定をされております。当町におきましても、議員ご指摘のように良好な景観の維持、保全、また、計画的な土地利用を進めるためにも一定のルールづくりが必要と考えております。今後、議員さんを初め、町民の皆さんからご意見をいただくとともに、必要に応じては専門家にご意見を伺い、検討をし、条例の新設や改正、景観計画の変更もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で、川上健一議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） ご苦労さまです。通告に従いまして、2点の質問をいたします。

最初に、子供たちが安心して通える通学路の整備について。

各自治会の通学路は、朝7時前後の時間帯は、学校に登校する子供たちと通勤に向かう車、自転車、また、軽トラが重なり合っています。さらに7時半ごろになりますと、通勤者や自転車、収穫を終えた軽トラがかなりのスピードを上げて走っています。登校時や下校時の子供たちが道路脇に避け、やり過ごしている姿を見かけますが、お母さん方も大変心配していると聞いております。もう少し余裕を持って走行してもらいたいものですが、そこでお聞きいたします。

（1）各自治会内のメイン道路は通学、通勤、農作業と全てが重なっており、水路の上も歩行用通路として利用しております。途中、ふたがなくなって途切れている部分がかかり見られます。また、通学路になっている水路敷も突然水路が開渠になっており、大変危険と思われれます。安全・安心宣言の町として子供たちへの心遣いはどのように考えているか伺います。

（2）通学路として色分けしている区画が学校までつながっていない箇所があります。中途半端と思いますが、いつまでにつながるのか。また、あの色はおとなしすぎませんか。

（3）ほとんどの町道で両サイドの白線が消えたり、消えかかったりしています。また、横断歩道区画のゼブラ線も同様であり、早急に予算化し、正常の原状復帰にすべきです。早急な対策を望みますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 福島議員の子供たちが安心して通える通学路の整備についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問にありましたように、子供たちの登下校時に、歩道がない場所ではすぐ横を車が通ったりして危険な状態も見受けられます。このような状況を改善するため、平成27年3月に学校関係者、安協、警察、道路管理者により小布施町通学路安全協議会を設置し、毎年通学路の危険箇所の改善に向けた協議や現地確認などを実施をし、道路管理者により整備等を実施をしております。

まず、1点目の通学路の開渠水路への対応についてお答えをいたします。

ご質問の中にありました通学路になっている通路のふたかけについてですが、水路にふたをかける場合には、地区の施設整備の観点から地元地区要望の事業となっております。また、水路にふたをすることにより、車が住宅のすぐそばを通ることにより、心配をされる方もおられます。このような状況を踏まえ、地元自治会と打ち合わせをさせていただくなどし、今後、危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えております。

2点目の通学路として色分けしている区画、カラー舗装が学校までつながっておらず、中途半端ではないか。また、いつまでにつながるのかとのご質問です。

通学路のカラー舗装につきましては、先ほど申しあげました小布施町通学路安全協議会設置以前の平成25年ごろから実施をしてきており、現在までに横町地区、松村地区、六川地区、矢島地区、大島地区で実施しております。今後につきましても、協議会での安全点検パトロールを実施する中で、カラー舗装化に取り組んでまいります。

いつまでにとのご質問ですが、本年度予算では昨年度実施しました六川地区の先線の路側帯のカラー舗装化を予算化しておりますので、早急に実施をしてまいります。

そのほかにも整備が必要な箇所があるかと思えます。それらの箇所につきましては、毎年予算の範囲内で実施しておりますので、具体的にいつまでにとお答えはできませんが、できるだけ早くつながるよう努力をしてまいります。

カラー舗装の色がおとなしすぎないかとのご指摘です。通常は濃い緑色で、グリーンラインと通常言われておりますが、塗られていますが、小布施町では景観面などを踏まえ、検討をし、現在は茶色系の色としております。

3点目の線の塗り直しについてです。ご質問の横断歩道部分につきましては、長野県公安委員会の管理であり、線の塗り直しも公安委員会で行っております。町内の横断歩道の設置数は120カ所ほどあり、全ての横断歩道の引き直しを依頼するのは困難と考えます。通学路や、ほとんど線が消えていて危険と思われる箇所については、現在も随時、公安委員会に依頼をしているところであります。

道路両サイドの白線につきましては、予算の範囲内で傷みの激しい箇所を中心に、毎年春先に実施しております。子供たちの登下校時の安全を守る観点からも、通学路を中心に現地確認をする中で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 今の答弁は建設水道課の答弁というふうに見受けられておりますが、

自治会とか、それから地元だとか、公安委員会と盛んに名前が出てくるんですけども、これに対して教育委員会としては、子供たちの安全な通学路のものというのはどういうふうに教育委員会は考えていらっしゃるのか、今の答弁の方法で納得できるのでしょうか。ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） 今の道路のハードの部分ですね、色を塗ったり、白線のところとか、あるいは危険箇所の点検というのは、ここの最初にご質問に答えさせてもらった小布施町通学路安全協議会、ここは私が長をやっているんで、むしろ一緒に回ってどこのところが危険なのかというのは見て回っています。ハードにつきましては。

それで、例えば、危険箇所があって、ここのところ溝ぶたかけたほうがいいんじゃないかとか、今、色を塗っているというのは、本来は大変道路が狭くて歩道にできないところを、あえて子供が、ここは歩道に近いんですよこういう目印にしているということなんですけれども、私も一緒に入ってハード面については、実際の工事は建設水道課とおりで行っています。

以上です。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） そうしますと、教育委員会としては色塗りの部分は歩道、通学路ですよという意識で色を塗っているわけですよね。

○教育長（中島 聰君） 基本はそうです。

○2番（福島浩洋君） そうですね。途中で途切れちゃって、前のU字溝が開渠になっているんですけども、そういうところは通学路安全委員会としての話題としては全然上がってこないということなんですか。その辺も含めて、今後どうしたらそういうことが進んで、小学校、中学まで色がつながるのか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） ただいまの色の件なんですけど、例えば、今の歴史民俗資料館の南側の道路の北目寄りのところに色が塗ってあります。あそこのところは、もうちょっと西のほうへ来ますと歩道がついたりしてしまして、歩道がつくとそのカラーの歩道というのは必要なくなって、歩道を歩いてきてもらえばいいとこういうことになるので、全てが学校まで色がつながると、こういうふうには思っていないんですけども。危険箇所で、危険と思われるところで道路が狭いところを今カラー化していると、こういう認識でおりますが。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 今のところではなくて、東町、六川からずっと上がって行って中学がありまして、それからずっと上に行く東町の西側の道路、これもU字溝の上にふたをされて通学路になって色を塗ってありますけれども、途中で消えちゃってる。それが福原もそうですし、それから中町もあります。それから六川も矢島もあります。そういう問題については、子供たちが朝通ってくるときによけて、しまいによけて待っている状態もあるんですけども、その辺は全然考えていませんか。ちょっとお尋ねします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 今、具体的な箇所等をお教えいただきましたが、現地を確認する中でどのような対応ができるかちょっと検討をしていきたいかと思っております。

ただ、1点ですね、先ほど申し上げましたように、どうしてもグレーチング等をかけて開渠をなくしたいということをお願いをしてきた場所等もございますが、どうしても地元の方のご理解が得られない状況の中で、かけていない場所もあります。そういうものにつきましては、また皆さんのお力をいただく中で対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） では、2問目の質問に移ります。

2つ目として、国道403号に2つ目の浸透施設の設置をとということ質問いたします。

以前の質問でも、理事者側からの答弁で浸透施設の必要性を述べられております。8月14日の夕方に小布施町だけに集中豪雨があったのか、伊勢町下流の浸透性調整池（約800立米）に左右の取り入れ口より流入した雨水が25分で8割方になっており、いっぱいになりました。それから、8月31日も集中豪雨なんでしょうね、9割方ほぼ満水状態になりました。そこで、どうしても2基目の浸透施設の必要性を感じました。

そこで質問です。今後さらに線状降雨帯といわれるゲリラ豪雨が予想されることは皆さんも周知されておると思っています。403号線は上流の松川橋から電鉄の跨線橋までが下流として、雨水が付近の東側、西側から全てのU字溝から流入してくるため、短時間で水路が溢水状態になってしまいます。西側には現在の800立米の浸透性調整池がありますが、東側にも早急に雨水を引き受ける浸透施設が、2基目ですけれども必要と思われませんが、どのように考えておられますか。お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 国道403号に2つ目の浸透施設の設置のご質問にお答えを申し上げます。

議員におかれましては、六川公会堂の設置しました雨水浸透ます、そして、伊勢町浸透式の雨水調整池につきまして、建設当時からご関心をお持ちくださいまして感謝を申し上げます。伊勢町雨水調整池につきましては、ご存じのとおり、長野電鉄、国道403号に隣接していることから施設の構造に制約を受け、800トンほどの調整池しか整備することができませんでした。議員ご指摘のとおり、調整池の調整能力は近年のゲリラ豪雨時の状況を見ても十分とはいえないとも思っているところでございます。

平成29年9月会議の川上議員の一般質問でもお答えしているとおり、町の施設において本年度、松村、松の実地区に雨水浸透ますを整備いたしました。今後、町管理施設等への雨水浸透ますの設置や水路改良などを検討、計画してまいります。

議員ご質問の中にありましたように、今後の集中豪雨に対応するためには、国道403号東側に雨水浸透ます等の整備が必要と考えております。国道403号東側につきましても、先ほど申し上げましたように、どのような対応が可能か研究してまいりたいと考えております。また、現在県と一緒に整備を進めております国道403号の整備の中でも、浸透ますの設置など雨水対策についても取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） 私は質問したときも今のような答弁しか返ってこなかったんですけども、そのときに私が鴻山記念館やかんてんぱぱの駐車場、それから皇大神社の広場とか六川地区のあるお宅ということも提案させていただいたんですけども、その辺のところは今の答弁では返ってきていませんけれども、研究されたんでしょうか。ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 提案としまして、以前議員より、皇大神社とかそういうご提案をいただいております。現在、403号の検討の中でその周辺で上部からの設置、上流部からの雨水を抑える検討等も進めております。その中で一緒に検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） そうしますと、まだ具体的に地名を挙げて検討するところまでは至っていないということでしょうか。最近のあの線状降水帯というのは非常な雨の降り方をしますので、早急にやることが喫緊の問題だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 具体的に計画している箇所等は、候補地は403号沿いにありますが、まだ地権者等にも説明等もしてございませんし、どのぐらいの能力、どのぐらいの効果があるかという検証等も今後進める中で実施をしていきたいと思っております。候補地としては、具体的な箇所等はこちらのほうでは持っておりますので、よろしくお願ひします。

○2番（福島浩洋君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 小 淵 晃 君

○議長（関 悦子君） 続いて、9番、小淵 晃議員。

〔9番 小淵 晃君登壇〕

○9番（小淵 晃君） 通告に沿いまして、「見にマラソン」の成果を、町の中まで波及をさせるためにという件名で、質問と提案をさせていただきます。

見にマラソンの主催団体は、見にマラソン実行委員会であり、小布施町は共催者としてかわっておられることは承知しての質問であります。よって、答弁のできる範囲は限られるとは思いますが、範囲内で答弁をお願いいたします。

過ぐる7月15日に小布施見にマラソンがことしも開催されました。ことしは第16回目であります。全国から参加された7,488人のランナーが、夏の小布施の田園風景を楽しんでいただきました。当日はあいにくの酷暑の日となり、スタートから1時間15分後の7時15分には走行中止ということになりましたが、クレームよりは、逆に歩くことを楽しんでおられる参加者もおられました。

ご承知のとおり、見にマラソンの「見に」は、ハーフマラソンのミニではなく、「ものを見る」の見にマラソンであります。それゆえに、コースの中では気球で遊覧を楽しむ方、炎

天下での野点を楽しまれた方、地元牛の焼き肉を食べた方、リンゴジュース、小布施牛乳をいただいた方、野沢菜漬け、あるいは地元産の果物、アイスクリーム、そしてチョコレートなどが行く先々でおもてなしとして出されておりました。

また、スタート地点では、消防団のラップ演奏が皆さんを元気づけ、途中では北斎太鼓、オカリナ、コーラス、フラダンス、中野立志館高校生のダンスなども演奏があり、コース24カ所でのおもてなしが行われ、ランナーを励ましてくれました。

加えて、コース内には25カ所の給水所を設けていただき、かわいい小学生から頑張ってくださいとコップの水を渡され元気づけられた選手、そして、ありがたい笑顔のランナー、ゴールでは、中学生、高校生の女子生徒から笑顔でご苦労さまの言葉を添えて、フィニシャーズタオルを肩にかけていただき、ランナーのありがたい笑顔のお返しで、疲れも吹っ飛ばす感謝のゴールでした。フィニッシュエリアでは、マッサージのコーナー、スイカ、アンズなどの季節の果物やアイスクリームや甘い菓子などの食べ放題のコーナー、また、いろいろなブースが並び、大きな交流の場でもありました。

この見にマラソンは、食べ物でのおもてなし、田園風景でのおもてなし、コーラスや太鼓の演奏でのおもてなし、そして、沿道での応援でのおもてなしと、加えて、ようこそ小布施町にの感謝のおもてなしにと、よくぞここまで気がつくおもてなしをしていただいたと思います。感心する余りであります。

最近、ハーフマラソンは全国各地で開催されています。そんな中でも小布施見にマラソンは高い人気と評価をいただいています。それは、16回の歴史と、参加者の意向を先取りし、進化してきたマラソンであるからであります。そして、小布施だから、小布施しかできないおもてなしの心が、小布施の町の中に満ちあふれているからだと思えます。

また、ボランティアを含め、約1万人もの人がかかわるビッグイベントでしたが、大きな事故もなく、大成功で開催できたのは、実行委員会の皆さんの周到な準備、また、大勢のボランティアの温かいご尽力のおかげだと高く評価し、感謝申し上げますところでもあります。

そこでお伺いします。参加申し込みが8,300人余を超したと聞いておりましたが、実際に出走をされた方が7,488人とのこと、かなりの差がありますが、主たる理由は何なのでしょう。

2項目めとしまして、大きなくくりで結構であります。参加者の都道府県別、また、年代別の構成はどうなっているのか。

それから、3番目といたしまして、リピーターのランナーが多い大会と聞いておりましたが、

現状はどのようなものなのか。

4番目としまして、参加者を迎えるために、長野電鉄の臨時列車が小布施長野間は4便、それから、湯田中小布施間は2便、それぞれが運行され、また、駐車場は臨時駐車場を含めて2,500有余台を用意されたと聞いております。参加者の交通手段と宿泊地について、わかる範囲で結構ですがお答え願います。

5番目としまして、ボランティアのために長野市のある企業は、社員がチャーターした音楽バスで参加いただきました。中学校の部活の生徒は自転車で給水所へ来てくれました。また、農家の主婦は、農作業が忙しいのでと言われて、早朝3時の臨時駐車場のボランティアに参加していただきました。小布施町の内外を問わず、老若男女問わず、多くの方々がボランティアとしてこの見にマラソンを支えていただきました。本当にありがたいことだと思います。

ボランティアは小学生から高年齢まで年齢を問わず、大勢の参加をいただきました。ボランティアの皆さんの年齢と、小布施町以外からのご協力をいただいた人数はどうなのか、お知らせください。

6項目めとしまして、出走者にアンケートをされたと聞いております。アンケートの回答内容、あるいは、要望等どうなのか、お示しください。

7番目としまして、走り終えた参加者は、フィニッシュエリアの総合公園からそれぞれ帰りのシャトルバスでマイカーの置いてある駐車場へ、または、小布施駅へ、そして小布施駅に着いた参加者の多くはそのまま電車に吸い込まれて行ってしまわれました。せっかく全国各地から小布施にいただいた参加者の皆さんです。受付のため、前日小布施にはおいでになっていただいたとはいえ、帰りにも町の中を楽しんでいただきたいと思うのであります。見にマラソンの後は、小布施の町並みの散策をしていただけるような、そんな方策も考えるべきだと思います。

8項目めといたしまして、ことしの見にマラソンは、3万円のふるさと納税をいただくことによってエントリーをする権利を得られる、ただし、参加料は含まれていないという、そういうコースでありました。今後は、それと加えて参加料の含まれているふるさと納税、または、参加料を加えて民泊等々セットしたふるさと納税の企画をされることを望みます。

9項目めといたしまして、今までの質問の内容とは関連しますが、参加者が小布施での滞在時間を延ばしていただくために、現在、マイカーで参加される多くの方は、町外の臨時駐車場で駐車をし、そこで車を置き、シャトルバスでスタート地点の小布施駅前に来られ、見

にマラソンを走り、ゴール地点の総合公園からシャトルバスで町外の駐車場へ行き、お帰りになってしまう方がほとんどだと思われます。また、電車で参加された方は、町外の宿泊地から早朝の臨時列車で小布施に来られ、見にマラソンを走り、ゴールの総合公園からシャトルバスで小布施駅に、そして、小布施駅に着いたら、長野電鉄でそのまま帰路につかれる、こんな方がほとんどだと思います。

そうすると、見にマラソンのコースだけはよくご存じいただけるとは思いますが、見にマラソンの参加者により多く滞在時間を確保し、小布施町の景観、あるいは、おもてなしを受けるそんな場所が欲しいと思います。それには1日だけの臨時駐車場を設け、この町内にある公会堂の庭、あるいは神社、あいている畑、個人の庭等を活用して臨時駐車場を町の中に設ける。また、民泊を行い、公会堂でもいい、あるいは神社等のお庫裏などを利用して、1泊を町の中でしていただき、より多くの地域の皆さんとの交流が深まる場所を設定していただきたいと思うのであります。そのためには、現在でも手不足な実行委員会の皆さんであります。大変負担な仕事にはなるとは思いますが、やはり、おもてなしの町小布施の見にマラソンとして進化をしていくためにはぜひ乗り越えていただきたいものだと思います、質問と提案といたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、小渕議員の見にマラソンの成果を町の中まで波及させるためにというご質問にお答え申し上げます。

今、議員からご指摘のとおり、小布施町は実行委員会の共催となっておりますので、答弁につきましては行政事務一般に関する質問ということで、行政の立場、また、実行委員会としての考え方等も説明する必要があるがございますので、その点については実行委員会の方と打ち合わせした中での答弁となりますので、よろしく申し上げます。

初めに、数値的なことではありますが、参加者8,300人余りに対して、出走者が7,488人ということで、かなり差がある理由でございます。今申し上げましたとおり、ことしは8,310人の申し込みに対して、7,488人が出走いたしまして、約1割の822人が不参加となっております。この理由といたしましては、見にマラソンは8,000人を超える大規模な大会のため、募集開始、半年ほど準備期間が必要となっておりますので、エントリーは今回16回の大会の場合、昨年12月17日から開始しております。約半年後の大会となるわけございまして、この間に、予定のない冠婚葬祭やお仕事、あるいは今回も震災等、災害等あったわけですけれ

ども、そういった関係もございますし、体調不良等、さまざまな理由によりまして不参加になったものと考えております。特に不参加の理由についてはお聞きはしておりません。ただ、この規模の大会につきましては、おおむねほかの大会におきましても約1割が不参加という状況になっております。

2番目の、参加者の都道府県別、年代別の構成ということでございます。参加者につきましては、北は北海道、南は沖縄県まで、全国42の都道府県から参加をいただいております。割合であります、長野県内が46.7%ともっとも高く、続いて、東京などの首都圏からが33%、近隣の新潟、富山、北陸方面、あるいは、愛知、岐阜、静岡等から13.3%、そのほか7%となっております。

年齢の割合であります、20歳未満が0.7%、20代が10.2%、30代が18.3%、40代が28.9%、50代が27.7%。60代が11.8%、70代が2.2%、そして80歳以上の方が0.2%であります。参考までに男女の構成割合であります、男性が57.3%、女性が42.7%と、ほかの大会に比べますと非常に女性の割合が高い大会となっております。

続きまして、リピーターの状況でございます。リピーターの現状につきましては、ことしの大会参加者のうち、リピーターの方は65.4%でありました、比率は。前回大会、15回大会が64.4%でしたので、おおむね60%の真ん中ほどという水準で推移しているところであります。

4点目の交通手段であります。これは、参加申し込み当初に、どのような交通手段で来られるかと調査をしております、その調査に基づくものであります、車が全体の66.3%、人数で5,496人ともっとも多く、続いて公共交通機関の利用が27.8%、2,306人、残りが5.9%、489人ありますが、これはツアー等その他の手段ということになっております。

宿泊地についてであります、アンケートの回答によりますと、約9割の方が町内を初め、近隣市町村に宿泊をされております。特に全体の6割の方は長野市内に宿泊をされておりますが、このアンケートにつきましては、完走者の方全員でメールでの回答を呼びかけしております、出走者7,488人で回答は1,163人でありまして、回答率15.5%になります。この回答に基づく割合でございますのでご承知おきをお願いしたいと思います。

続いて、ボランティアの年代と町外者の人数であります、年代については特に資料がございません。ボランティア総数1,559人のうち、町内の小学生が217人、その保護者が101人、中学生は187人、一般の方が693人、以上が町内でございます。町外のボランティアであります、小学生が4人、中学生が22人、高校生、専門学校、大学の学生等が207人、一般の方

は128人でありまして、ボランティアの方の中には東京や名古屋からおいでになっていただいた方もいらっしゃいます。

アンケートの関係でございます。主なものということで申し上げます。

まず、この大会の満足度についてお聞きしましたところ、これも先ほど申し上げましたが千百何人かのアンケートでございますが、かなり満足が67.6%、まあ満足が30.3%でありまして、合わせて97.9%の皆様に満足という結果をいただいております。フィニッシュ会場でのおもてなしについてですが、かなり満足が72.4%、まあ満足が26.2%で、合わせて98.6%の皆様にこのおもてなしについて満足という結果をいただいております。コースについてですが、かなり満足が51.9%、まあ満足が43.3%でありまして、合わせて95.2%の皆様に満足という結果をいただいております。

感想の一部をご紹介いたしますと、大会を通じて小布施を知ることができ、都会で生活する私にとってふるさとってこんな感じかなと思います。毎年元気に小布施に戻りたいと思います。ハーフマラソンで制限時間が5時間というのが参加の最大の理由でした。さまざまなマラソン大会で私が参加できる唯一の大会です。しかも、ただ走るだけでなく、参加者同士、沿道の人たち、ボランティア、スタッフの皆様と声かけができること、どんな仮装に出会えるかも楽しみという、こういった感想をいただいているところであります。

その他の主な要望でございますが、飲食やお土産に使える商品券の発行をしたらどうかとか、あと、走り終わった後の温泉サービス等というのがございました。

続いて、7点目から9点目のご質問にお答え申し上げます。

まずは、ふるさと納税でのエントリーをできる仕組みということであります。ことし今お話がありましたとおり、ふるさと納税により大会にエントリーできる仕組み、エントリー権を確保できるのですが、平成28年度から始めております。この今の仕組みは、大会参加の公式エントリーが定員となり次第、8,000人になり次第、受付が終了して、数日後に開始しております。今年度は定員を50名として募集いたしました。申込者は29名であります。

当町の仕組みは、当町といいますかふるさと納税によるエントリーについては、エントリーできる権利を持っていただくこととなりますので、そこに伴う約3万円の費用がかかるわけですが、感謝特典、農産物等をおあげしております。このほかにエントリー権がありますので、実際に走るには参加料が別途必要になってまいります。

議員のご提案は、このエントリーそのものをできたらどうかとか、そこに宿泊等をつけたらどうかというご提案であります。自主的にこの公式のエントリーができるということにな

ってきますと、参加者にとっては確かに、ふるさと納税の仕組みはご存じだと思うんですが、実質的には全額控除になりますので、2,000円の負担で走るということになってまいります。また、今8,000円なのですが、かなり安くなりますので、町への、その方が多くなれば寄附も多くなると見込まれるわけでありますが、ただ、このエントリーをいわゆる感謝特典にすることについては、これはやっぱり慎重にならざるを得ないと考えております。

小布施見にマラソンにつきましては、平成15年度に第1回を開催しております。参加者は約800人、参加料は3,000円でした。参加者数の増加等もございまして、年々参加料も上がりまして、平成28年度に、熱中症対策に係る医療救護体制の強化、そして事務局体制の確立のために、参加料6,000円を2,000円増額しまして8,000円とさせていただいたところでもあります。一般的なハーフマラソンというのは5,000円でございますので、この8,000円という値段にしたことについて大きな不安があったわけでありました。6,000円的时候は4日、5日で定員に達していたわけですが、8,000円になったときにはそれでも2カ月余りで定員に達することができまして、大変ありがたいと思うとともに、やはり値上がりに見合うだけの魅力ある大会にしていかなければと思ひまして、以後、毎回創意工夫を重ねまして、第16回まで来ております。

参加料について、この大会参加者の方のアンケートを見ますと、平成28年度におきましては高いと思われる方、上げたときですが、77.3%、29年度では下がりまして44.4%、今年度は34.6%となっております。徐々に高いと思われる方が減少しておりますのは、議員さんが言われたとおり、町民の皆様のすばらしいおもてなし、また、いわゆる熱中症対策等も評価されてきている結果だと思っておりますが、しかしまだ3人に1人は高いという評価でございます。

したがって、見にマラソンといたしましては、今後も一層の内容の充実を図っていく必要があると考えるところでありまして、この8,000円という参加料を定員数の方がお支払いいただけるかどうかというのは、見にマラソンの今後、継続、発展させるための大切な指標であると考えております。見にマラソン実行委員といたしましては、参加者の皆さんの声を反映して、見にマラソンの改善、総意工夫に富んでいくためにも、公式エントリーによります参加申し込みをまずは定員数に達するまでは行っていきたいという考えであります。

町にしてみますと、寄附金の増加も確かに期待できるのですが、こういった形にしますと、やはり、ふるさと納税についてもいろいろな考え方がありまして、必ずしも自分の町村に税金を払いたいという方もいらっしゃるわけでありまして、やはり実質的なエン

トリー料、参加料8,000円と2,000円の負担の差というのができる事態というのはやっぱり避けるべきだというふうに考えているところであります。

続きまして、総合公園からのバスの帰路で、町の中を楽しんでいただける方法を考えるべきではということと、滞在期間を延ばすために臨時駐車場の設置、また、民泊、公会堂などへの宿泊を検討したらばというご質問でございます。

最初にちょっと申し上げたいのですが、大会終了後に参加者の皆さんにアンケートを実施しております。この中で、マラソンの参加のついでにどこかに立ち寄られますかという質問をしました結果、小布施町内に立ち寄られた方が今大会は49.8%、約半数でございます。前回大会が52.8%でありますので、大会の前日、あるいは、当日かはちょっとわかりかねますが、おおむね半数の方が町内を歩かれたというふうに考えております。

マラソンの参加者のために、できるだけ町内の散策というか、町内を歩いていただくという一つの工夫といたしまして、大会前日に受付に来られる方の駐車場を、平成26年度から今まで小学校のグラウンドであったものを中学校のグラウンドに移動しております。シャトルバスによる送迎があるわけですが、やはり何回も来ておりますと距離が短いということはわかりますので、北斎ホールまで結構多くの方が徒歩で行き、また徒歩で帰る方も多いわけで、できるだけこの町なかを歩いていただける機会を設けているつもりでございます。

今大会、電車の方も含まれますが、前日にこの北斎ホールに来られた方は5,543人ということでございました。ことし、バスで来て駅からすぐに帰られる方も多ということでございます。特にことしは酷暑日ということもあったので、やはり当日大会終了後、帰ることが多かったかなと思っているところであります。

ただ、とはいえですね、大会終了後に町内にお出かけいただけるための方策といたしまして、一層町の魅力PRを強化していくことが必要だと考えております。現在、参加者の方には事前にゼッケン等を送付しているわけですが、今送付しておりますのが町のマップだけでございます。これに、町の飲食店等々の関係ですとか、あるいは町なかの駐車場を案内するこういったチラシ等を配ることも考えていきたいと思っております。また、前日受付の際に北斎ホールとこの役場の駐車場でいろいろなチラシ等お配りしているわけですが、これもいろいろな工夫をさせていただいて、一層町のPR強化をしていければと考えているところであります。

次に、町内に1日だけの臨時駐車場の設置と、公会堂、庫裏等での1泊のご提案ということとであります。ランナーの駐車場につきましては、町なかには町営松村駐車場と小布施中学校

のグラウンド周辺ということでもあります。あと、町内に1,320台ということで、合わせて先ほどお話がありましたとおり2,500台を確保しております。この駐車場につきましては、おむね6つの地区に分散しておりますので、誘導に50人、警備員の方が29人、ボランティアの方が21人配置しております。

町内に1日だけの臨時駐車場といたしまして、公会堂や神社、個人のお寺等ということがありますが、この場合、駐車場への誘導ですとか、また、この箇所から、場所にもよりますが、新たにシャトルバスによる運行を行う必要もございますので、その誘導する警備員やバス等の新たな確保が必要になってまいります。

また、個人のお宅や自治会の公会堂、庫裏等に関しましては、やはり自治会の皆様とか、町民の皆様との連絡、調整が必要になってくると思われまいます。このために必要となる時間や経費というものを踏まえ、また、現在非常に広い駐車場でございますので、実際にご提案の臨時駐車場ということを行っていくというのは非常に難しいと考えております。

あと、宿泊についてですが、民泊、公会堂、庫裏などへの宿泊というご提案でございます。これも、例えばHLABで高校生等民泊しているわけですが、この場合、宿泊希望者と受け入れ可能な方の人数調整、あるいは、その方の確定と宿泊先の調整、あと交通手段の確保、車、電車、あと車の場合、駐車場の確保といろいろございますが、これを自治会の町民の皆様と事前の連絡、調整を含めますとかなりの労力、時間を要することとなります。

現在、大会実行委員会事務局につきましては、大会前日は非常に翌日のために準備を1日行っておりますし、当日は、今お話ありましたとおり、早い方は午前2時、3時から業務につくわけでございます。また、翌日も朝方からいろいろな器具の洗浄をしております。半日以上かかります。また、職員につきましても大会前日には係によっては駐車場の整理を行っておりますし、ご存じのとおり当日は給水業務と救護業務についているわけでございまして、確かに議員のおっしゃるとおり、よりよいマラソンのためには改善、改良が必要なわけでございますが、現在の実行委員会の体制等々を踏まえますと、こういった業務は大変、これを新たに担っていくのは難しいと考えているところであります。

まず、本大会が夏の大会でありまして、もともと夏の大会はいかがなものかということで、さまざまな努力、工夫をして今評価される大会になっておりますが、これからもやはり一層温暖化が進む中でまずは熱中症対策、命の危険につながるような事故防止、あるいは、このためのさらなる給水所の関係、日常対策等に取り組んでいくことが必要であると考えております。このためには、そのためのやはりまず時間、あるいは労力をそこにかけて

いくことが、先ほども申し上げました多くの方から評価されるマラソンとなっておりますので、当面はそこにやはり全力を注いでいくことが見にマラソン実行委員会、また町としても必要だと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 答弁をいただいて、私ども知らなかった数字やいろいろなことがきょうわかりました。まだまだ知らない見にマラソン、あれだけ大勢の方が小布施へ来て、喜んでいただいているけれども、町の中の方、私も今まで給水所がある中で、暑い中での野点があるなんていうのはマスコミ情報で知っただけで、現場を見たこともありませんし。それから、いろいろな場面というのはまだ誰も知らない方が多いし、一部のボランティアだったり、ボランティアをしている場所は承知はしているけれども、よそのことは、場所というのはわかっていないのが現実だと思います。

そういう意味では、実行委員会の皆さん、本当に苦勞してこれだけのイベントを立ち上げていただいていることに敬意を表するし、まず第一にこの見にマラソンが成功であるということが第一であります。答弁の中の最後のほうで、人が足りない、手が足りない、だから何もできないという、今の状態以上はできないというような印象を受けました。

私はそうじゃないと思うんです。例えば、民泊、大変です。だけど、そうやって一歩ずつ進化していかなければ、だって本当のふれあいというのは民泊をしていただくこととか、あるいは駐車場、須坂でとめているのを、例えば、私のうちの庭のところへとめていただいてもいいわけであると、そうするとわざわざシャトルバスで来て、そのままシャトルバスで帰るんじゃなくて、うちからスタートラインまで走ってくればいいんだし、走り終わったらまたうちのほうへ寄ってもらえばいいわけで、そこで新たなやはり交流なり、おもてなしが発生するわけであります。ですから、今の状態では無理だという、そういうところからやっばり一歩踏み出していただきたいと思うのは主たる再質問であります。

そして、ボランティアの件につきましては、小学生が217名、現在は栗ガ丘小学校は620人ほどおられるそうなので、35%の生徒がボランティアに参加しているんです。それから中学生が187名というお話ですので、335名の中から55%が参加していただいている。これって私はすごくいいことだと思うんです。国際化時代でいろいろな方と接することも大事、そしてボランティアで人のために尽くすことによって、その自分の喜び、そういうものを学ばれる機会だと思うんです。残念ながら私は小さいときにボランティアなんていう言葉も知

らなかったし、何もやらないで、人のために立つというようなことを小さいときには学んでこなかったから、こんな人間になっちゃったのかなと今反省をしているところでありますが、ぜひこのボランティアを学生の方、小・中学校の方に参加いただけるようお願いなり、いろいろな形、多分、部活に入っていなかったら参加できない子もいるかもしれないと思うんです。あるいは、友達に誘われるとか、もっとやはりうんと参加できるようなそんな雰囲気醸成していただきたいとまずは思います。

それから、アンケートの中で実行委員会に対する要望がありました。それ以上に、非常によいという評価が97%なんてこんなありがたい話はないし、これもみんな実行委員会なり、ボランティアの皆さんの、あるいは町民のおもてなしの心だと思いますが、ありがたいことですが、要望が先ほどありましたので、その辺の対応はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それから、宿泊地の関係ですが、小布施でどのくらい宿泊されているのか把握できないということで、これはこれでいいんですが、要は宿泊していただく、特にこのマラソンみたいな場合は着がえという作業が伴うので、やはり小布施に宿泊していただくことによって、走った後、宿泊地に帰って着がえて、町の中の探索、散策とかというふうにつながるの、やはり町の中での宿泊者をどうやって増やしていくかという、その辺の視点もこれから研究していただきたいと思います。

どちらにしても、この今の現状のすばらしい状況の成果をうんと大事にしながら、また、より伸ばしていただきながら、少しでも町の中へ来ていただける、町の中のおもてなしも受けていって帰っていただけるようなそんな仕組みをしっかりと考えていただきたいと思うんですが、その辺について答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） それでは、再質問にご答弁申し上げます。

町なかでの宿泊等、またそこでの交流ということでご提案でございますが、必ずしもこれそのものを否定するものではございません。ただ、やはり中途半端な答え方はまずいなと思いますし、今この段階で、実行委員の皆様、体育協会の方中心に二十何名いらっしゃいます、またほかの方もいらっしゃいます。また町の職員もかかわっているわけでございますが、そういった形に移動していくにはいろいろな仕組みをやはりそこに注力していかなければいけないだろうと考えますので、今申し上げましたとおり、具体的に動ける日というのがやはり前日、当日、翌日なんです。前日において、果たしてその、歩いて行くことも可能なんで

すが、その個人のお宅まで誰がどう誘導するのか、そういう問題もございますよね。あるいは、夜中の3時、4時ぐらいには起きると思うんですが、そこから会場までの誘導等々、大体人によっては夜中にかかるわけですよ、そういう細かい事務を一個一個点検していくと、かなりこう非常に多くの労力、また事前の準備等々もありますし、さらに交流会ということになってくれば、自治会、あるいは区域での交流会、懇親会等もこういったことになれば皆さんが集まるのはその時間になるわけです。果たしてその夜の、何時に終わるかわからないんですが、そういった段取りまで果たしてできるんだろうかという、そういったいろいろな具体的にやってみたときの事前の準備、人数を考えますと、今これを、しっかりと実行委員会の方々とお話したことはないので、そこまでしっかりしていないんですが、できるのかというそういった疑問はどうしても出てきてしまうわけでありまして。

ただ、そのことを否定するつもりはありませんが、やはりそれも一つのご提案ということでもありますので、これからマラソンとか、町が考えている課題だとは思いますが。そういう認識があるということでお答えさせていただきたいと思えます。

あと、ボランティアの方の中学生の参加については、小・中学校を回ってお願いをしております。おっしゃるとおり非常にいい経験になりますので、今後、数がやはりもっと増えることで、将来非常に子供たちにとっていい方向に行くんであると思えますので、これはまたできるだけ多くの子供さんが参加できるような形をとっていければと思います。

あと、アンケートにあった2つばかりを出しました例でありまして、商品券等の考えも確かに、町なかに買い物をしていただく一つのものになるのかと思うんですが、その場合、やはりある程度の金銭的な負担をどこかでしなければいけないだろうと、500円、1,000円の商品券があった場合、例えば、単純に500円の商品券をどの時点で使うのかわからないですが、恐らく当日と前日だけだと思うんですけれども、その限定でやった場合、とりあえず8,000人の方にお送りすると400万円ぐらいになってしまうわけです。そこも商工会の方、あるいは町のそういった商店の方との協議ですとか、そういったものも必要になってきますし、負担をどうするのかという問題もありますので、これもこういったご要望はありますけれども、実際どうするかということは今後考えていかなければならないことだと思えます。

あと、温泉については、実際多くの方が小布施の温泉ですとか、そういった温泉に実際にバスが来ていますので、そのバスに乗って、やはりランナーの方は汗をかくので、入っていらっしゃる方は多くあります。どうしても数に制限がありますので、なかなか全員の方が行けないという状況ではあります。ただ、実行委員会としては、そういった温泉をお持ちの

いろいろなところとは連絡をとり合って、そういったバスを会場のところまで来ていただけるような形をとっておりますので、とりあえずそういった対応で今のところは行っているところでございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小渕 晃議員。

○9番（小渕 晃君） 副町長の答弁を聞いていると、最初にだめだなみたいな話が頭の隅にあるように聞こえてなりません。民泊する、迎えがどうだ、夜がどうだこうだという、これは若者会議の子供たちを泊めるのならそうでありましようけれども、相手は大人だったらお互いに連絡をとって、いいよ、この時間だったら家に着くから、この時間だって話ができる。そういうやはり、最初から無理だ無理だということ、これ現実に大変なんです、簡単だったらできているはずなわけで、できないというのはもう大変だということは承知していますし、それがあればより実行委員会の皆さんの労力が増えるという、これは承知であります、ただ、できるところはないかというその1点をやはりもうちょっと追求されてほしいと思うんです。

現実には、町の中、その見にマラソンに参加された方がそのぐらい効果があるのかということで、調べようも私はなかったのですが、北斎館の入館者の関係を調べたんですが、北斎館へ来る方は文化的な方で、見にマラソンは体育系の方ですから、これは余りうまくつながらないとは思いましたが、ただ、例えば、見にマラソンの前日は平均650人入っているんです。これは3年間の統計です。当日は843人、それからその次の日は516人、そういう意味では数字が伸びています。ただこれは海の日3連休ということもあります。それで、見にマラソンのある前の週は349人が土曜日、日曜日が447名というような数字で、数字的にはかなり見にマラソンの日は多くなっているということは理解しているんですが、それが見にマラソンに参加された波及効果なのかどうかというのはちょっとわからないと思うんです。

例えば、北斎館の入場券の割引券を出すとすれば、あるいは、小布施の美術館、この割引券、それは経済的なマイナスというのではないんですね。北斎館に理解してもらって、割り引いたけれども、割引券で100人が入ったからって100人損するわけじゃない。入らなかつたらゼロが入っただけプラスになる。町の美術館だってそう、半値でやっただけ入っただけ、半値分だけ町の美術館のあれになるんで、やはりそういう部分を、幾らかかるから幾らマイナスになるんじゃないかと、できる場所があるか考えるという、やはりそういう部分が必要ではないかと私は思います。

今、これは町長にお伺いしたいんですが、この見にマラソンの原点はおもてなしだと思いますし、このおもてなしが肝だと思います。考えてみれば、北齋が小布施に見えたのも、多分高井鴻山先生や小布施の人のおもてなしの心が、小布施へ何度も足を運んだんだと思います。

あるいは、見にマラソンは当然であります、そのほか、新井広宙選手、頑張っています。これをもし、大都会だったら町を挙げてみんなで応援する、そういう心のおもてなしがあるから彼もうんと頑張れる部分というのがあると思うんです。また、今スラックラインが世界的になろうとしている。これとて、小布施の皆さんが陰に陽に盛り上げ、あるいは、おいでになる方々をおもてなしをされているから、こういうふう成長しているんだと思うんです。

よその市町村から見れば、北齋が小布施にある、北齋の絵がパスポートのデザインに使われる、こんなすごいことはない。あるいは、新井広宙さんだって東京オリンピックで金メダルもとるかもしれない。これはすばらしい。見にマラソンだって、全国で1、2番を争う人気のイベントです。それから、スラックラインだって、来年はまた世界大会を開くという、そういうふう大きく成長している、まさにうらやまれるような状況であります。

原点はおもてなし、これは町長が13年、14年前の町長になる前から、多分幼少の時代からおもてなしの心を持っておられたと思いますが、このおもてなしの心をどうやって町で進化させていくか、お考えがあったら聞かせてください。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 入館料の件だけ、すみません、ちょっとしっかり説明していなかったんですけども、今一応ゼッケンを表示された場合は北齋館、ミュージアム、高井鴻山については100円の割引ということをやっておりますが、今後、そちらもご家族とかが全く割引がないものですから、そういった方が一緒に受付会場に来られていますので、そういった方への割引等を含めて、そういう町なかへの誘導を考えていければと考えております。

以上でございます。すみません、言わなくて。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） おもてなしという観点からどうかというご質問でありましたけれども、私は、副町長はずっとかなり正確な数字でご答弁を申し上げました。それはどうしてかと申しますと、何年前に、これはある企業が最初は始めたものでして、その企業が抜けてしまうと、そういうときに、体育協会さんでしたか、続けてほしいというお話がございました。ですけれども、これは行政として引き受けることはできませんと、能力的に無理ですと、で

すから事務局がしっかりすることが前提であれば、協力は幾らでもしますという、そういうお答えをした覚えがあります。

そのときから、久保田副町長、町の職員を1人派遣する中で、みずからがこの運営に大変大きくかかわってこられた、これは大変なご苦労だったと思うんです。ですから、当然町の職員や久保田副町長が前面に出るということはもちろんないわけですがけれども、陰の力として非常に大きな力を何年か発揮していただいたなど、そしてようやくひとり立ちができるところまで育ってきたものだという私はそういう認識をしておりますので、極めてこのことについて、さらにいろいろ膨らますということについて慎重でおいでになるということは、私にはよく理解できます。まず、そのことをお話を申し上げておきたいというふうに思います。

その上で、もう少し広い目で小布施全体のおもてなしということをどう考えるかということでもありますけれども、これはもう小渕議員のご質問のとおりでありまして、今、大変久保田副町長が慎重な答弁をされましたけれども、心の中では当然次回に向けて、あるいは、その次に向けて、さらに進化していくものを目指すということを中心に決めておいでになるというふうに思いますし、町全体、役場全体でももちろんそういうふうに思っております。

やはり、一つのところに定住をしているのではなく、常に前向きに一つ一つ町の魅力をつくっていくということは、とりもなおさず、町の人全体が、町民の皆さん全体が進化していくことにつながっていくというふうに考えておりますので、今このマラソンで、じゃ私が久保田副町長の答弁を受けた後、これを全部前向きに考えますということはなかなか言えませんが、私も話の中に加わらせていただいて、どういうことができているのかということと一緒に考えて、実行させていきたいというふうにお答えをさせていただきます。

○議長（関 悦子君） 以上で、小渕 晃議員の質問を終結いたします。

ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。

再開は午後1時の予定でございますが、再開は放送をもってお知らせいたします。

ご苦労さまです。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 再開いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、中村雅代議員。

〔1 番 中村雅代君登壇〕

○1 番（中村雅代君） それでは、9月会議一般質問ラストとなりました。通告に従いまして2点につきまして質問させていただきます。

まず初めに、種子法廃止後の対策は。

稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を各都道府県に義務づける主要農産物種子法がここの3月31日をもって廃止となったことを受け、長野県は従来と変わらない姿勢を保ちつつ、特産品のソバを加えた「長野県主要農産物の種子生産に係る基本要綱」を4月1日に施行しました。戦後の食糧難を経た1952年5月に制定された種子法は、稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を都道府県に義務づけ、国民に安定的に供給するために県の公的試験研究機関が国から予算を得て種を開発し、優秀な種を奨励品種と定め農家に提供することで、過度な民間参入や知見流出を防ぐという大きな役割を果たしてきた根拠法でありました。

冒頭にも申し上げましたとおり、県は基本要綱を策定し、従来どおりの施策を行っていくとしていますが、生産者はもとより消費者からも今後海外資本の進出などにより生産者が脅かされたり、遺伝子組み換え種子になってしまうのではないかと等々の不安の声が上がっています。県議会の一会派が知事に対し、種子の生産、審査、保管、供給に係る義務と機能をさらに明確にするための条例の制定、種子生産者の技術向上と世代継承など4項目にわたる緊急申し入れを行いました。

これに対し、阿部知事は、問題意識は共通している、グローバル社会の中でも農業はローカルで守らなければならないものだ、要綱だと知事が勝手に変えられる、伝統野菜をしっかり守ることも含め条例案をつくり、お示しする方向で前向きに検討していくなどと答えられました。

また、過日、小布施町公民館で開かれた日本の農と食の現状について学ぶまちづくり委員会主催の勉強会には、多くの農業関係者の方々が参集し、今一番気をもんでいるのは種子法廃止によってどうなるのかということだとの発言があり、講師のN a g a n o農と食の会

の吉田太郎氏は、もしかしたらお米がなくなるかもしれない、種子法廃止の国の一番の目的は民間の参入を促進するということでしょうから、当然民間が種子を供給していくということになります。そうやっていきますと非常に心配されるのが、企業がノウハウを持ったところが独占をして、非常に高い価格で種子が供給されてしまうこと。現に米国に本社を持つ世界最大の農薬種子メーカーの多国籍企業が独占状態にあります。また、食の安全という視点から、発がん物質として危険視されている遺伝子組み換え作物が使用されている食品が日本に入ってきて供給されていくと危機感を訴えられておられました。

種子法廃止によって、まず、種子の生産・普及事業に係る費用が将来的に国から出なくなるのではという懸念があります。今回、種子法廃止可決後、従来どおりに都道府県の種子生産に予算が確保されるよう、国に求める附帯決議が採択されました。米や麦の種子をめぐる状況がすぐに大きく変わるということは恐らくないと思いますが、万が一、公的資金のサポートがなくなれば将来的に生産コストが上乘せされて種子の価格がはね上がり、食べ物の価格に影響が出るかもしれません。また、都道府県が種子事業から撤退し、民間企業による種子の私有化が進むことも起こり得ます。小布施町の基幹産業である農業に、大きくかかわる課題であります。ふるさと納税のお礼の品にも小布施産米やみそ、酒などが並んでおります。今後の小布施ブランド発展のためにも、種子法廃止後も影響のないよう、しっかりと町民の財産と遺伝資源の確保に対応すべきと考えます。

そこで、主要農産物種子法廃止による問題と町の対応について伺います。

1点目、種子法廃止について、どのようにお考えでしょうか。

2点目、県は種子法にかわる県独自の条例制定を考えているようですが、町としてこの条例にどんなことを盛り込んでほしいと考えておられるのでしょうか。ご所見をお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 竹内節夫君登壇〕

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいまの種子法廃止後の対策ということで、廃止について町はどのように考えるかと、それから、県が独自に制定を予定します条例について、その内容についての所見ということでございます。

主要農作物種子法につきましては、戦後における稲・大麦・小麦及び大豆など穀物類の増産という国家的要請を背景に国・都道府県が主導して優良な種子の生産・普及を進める必要から昭和27年に法として制定され、これまで都道府県が主体となり新品種の開発や改良が重

ねられてきたところ認識してございます。こうした取り組みから、稲や大麦・小麦など主要な農産物について、今では我々が安心して食べられる品種として供給され、また、過度な民間参入を防ぐことで知見の流出防止にも役立ってきたということも認識してございます。

こうした我々の食そのものに大きな役割を果たしてきた種子法が廃止された理由としまして、国では3つの理由を上げており、1つは、都道府県に対し民間育成品種も積極的に奨励品種に採用を促したが、採用がないことは種子法に構造的な欠陥があるのではないかと。2つ目として、都道府県の枠を超えた広域的、戦略的な品種開発、種子生産ニーズに対し、現行の奨励品種制度が応えられていないということと、3つ目としまして、現在では種子の生産供給が安定しているにもかかわらず、全都道府県に一律に種子事業義務づけは国の指導としては課題になっているということ、3つの理由として廃止されたと聞いております。

この国の廃止理由に対しまして、国会における十分な議論がなかったということ、あるいは、議員からもご指摘がありましたけれども、大手民間参入、これによる食の多様性の崩壊など懸念事項が指摘されております。町としてもこうした懸念事項は少なからず感じているということもでございます。

これもご紹介ありましたが、こうしたその懸念に対しまして、これまで主導的に取り組んでこられました長野県では、これら主要農作物の優良品種の選定や種子の生産について県独自の対策を講じることで優良な種子の安定的な供給を図り、品質確保と安定的な生産に寄与するための基本要綱を策定し、今後も引き続き、これまで同様の事業を行うとされ、実際に今年度も継続されております。農業県を標榜する県として、その後ろ盾となっていた法にかわる要綱を策定したものであり、こうした取り組みが図られることで種子生産農家の抱く不安感、これは少なからず緩和されているものとも感じております。

今後県が制定する条例に町の要望をということでもありますけれども、要綱で現在動いている県として、今後条例制定の動きがまだ不透明な段階であるというふうにも思っております。これは条例制定に向け、実際にパブコメなどを求められた段階で、その件の条例内容といったものを見た上で、町としてはコメントをするということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいまは、種子法廃止に対しての見解などをご答弁いただきました。おっしゃるとおりで、まだそもそも今要綱があつて、それに沿って従来どおりやっていけるように見守ることがとても肝要かと思うんですけれども、まだまだ皆さんの声という

ものによりますと、先ほど生産者の方々の中心にお話ししたところがあるわけですが、長野県独自のこれから要綱にかかわって条例制定がということに決まったわけではありません。他県では、全国的に見ると3県が独自の条例制定がすぐにされておりますけれども、まだ長野県は独自の要綱という段階です。

やはり先ほど来より、生産者の方の立場ということでは、種子法はその土地の独自の品種をしっかりと守って、国民の生活を支える米などの主要農作物の種子を維持管理するためにとっても大事な法律だったと、根拠法であったと、これまでのように奨励品種や種苗の供給ができなくなれば、農家の選択幅というものも狭くなってしまいます。F1品種や遺伝子組み換えの品種になれば、そういう生産として収量が上がるとはいわれているんですけども、その片方、リスクとしては化学肥料や農薬とのセットの販売になっていく可能性というのも高くなって、農家の生産者としては環境汚染も広がっていくのではないかという懸念も抱いているということでした。地域に合ったそういう稲の品種、それから情報収集しながら取り組んでいくには、やはりこれまでどおり公共機関での対応というものが必要なのではないかと、一番のそういう不安の声です。それは、直接小布施町の農業ということに大きな影響があると思いますので、さらにその方たちの声を反映していただきたいと思います。

消費者の立場の皆さんからも、やはり何と云っても食の安全、安全が確認されないものは危険である、添加物や農薬などの化学物質、遺伝子組み換え食品などを消費する機会がふえれば、健康を害するし、また、その原因が特定できないような病気もふえてくる、勉強会ではそのようなお話をお聞きして、さらに不安を抱いたところであります。やっぱり、栗おこわとかそういう郷土食など、そして伝統野菜が人の体にはいいんだと、環境や社会などに配慮したものを選ぶというエシカル消費というのがありますけれども、そういうものがよいんだと。住民にとっても安全な農産物を提供することによって、生産者も命と健康を守ることにつながっていくんだというので、もう少し、パブコメがそういう段階になってきてからというのではなく、積極的に機会があれば県へ働きかけていただきたいんですが、現状として農家の方々の今抱えているそういう課題などをどのように把握されて、それを県へ伝えていきたいかという、もしありましたらお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） ただいま、生産者の立場からしたときに、農業生産というものについて、その生産者の声を反映していただきたいということ、それから、消費者の立場から立ったときに、食の安心・安全ですか、こういったものの担保といったこともきちんと

捉えた上で、より能動的に県のほうに働きかけを問うかというご質問かと思えます。

確におっしゃるとおり、種というものにつきましては、自然界でそれこそ気の遠くなるような年月をかけて育ってきたもの、こういったものについて国として食糧としての重要性から種子法を制定した、ある種、公共の資産であるという解釈になろうかと思えます。そういったものが、後ろ盾がなくなって民間の私物化となるということ、こういったことについては先ほども申しましたが、町としてもある種の懸念を抱いておるということはありません。

そうした中で、より県のほうへの働きかけということになるわけなんですけど、これは長野県も当然に同様の懸念を抱いて、それで県独自の取り組みとして要綱を制定いただいている、その上で農業試験場ばかり、普及センターばかり、いろいろなところが今そのまま継続して活動されておるわけですので、冒頭申し上げた農家の皆さんの声であるとか、生産者の皆さんの声であるとか、現時点で町としては集約、聞いた場面といったことはございませんが、今後そういった機会を捉えて、そういった皆さんの声を伺っていくということは我々市町村行政としても必要なことなんじゃないかなというふうに考えております。

その上で、県に対してそれを申し上げるかどうかということになると思うんですけども、長野県としても同様の懸念を持って今取り組んでいるわけですよ。そうしたところに対して、より一層こう、上書きというわけではないんですけども、そうしたことを申し上げるというのは、それはやっぱり時期といったものも出てくるかと思えますので、その辺を踏まえながらそうしたときにきちんと言えりようなそういった下積みの作業といったものといえますか、そういったものは進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいまご答弁いただきました。先ほど来より、行政としてもそういう同じ認識、農家の方にとってそういう不安などのそういう認識をされて、また反映していきたいという思いを聞いて、本当にありがたく思っておりますが、やはり、おっしゃるとおりなんですけれども、この審議に関してもたった12時間ということで、種子法廃止というものが決まってしまったといういきさつもありますので、なかなかここまで実際の関係者においてくるまでがあつという間であつたということで、今状況としては日本の中で、勉強会を始めてどんな影響が出るんだろうというようなことをさらに懸念する点が多くなって、その結果、今4月の時点ですけれども、地方議会から県や国に対して意見書などが六十何カ所出されているという状況もありますので、やはり私たちが、地域の住民としては国が農業の

屋台骨とでもいうような種子法を廃止されてしまったので、住民を守る最後の防波堤役というのはやっぱり地方自治体、その自分たちの自治体なんではないかという、そういう役割を担っていくことがさらにこれから求められていくのではないかと思います。

ですので、県に対してはそういうタイミングを見計らってということでしたが、農業を軸にさらなる小布施ブランドというものを確立していくということを推進するためにも、行政が積極的に、県の条例制定になる前にこう、パブコメということもあったんですが、ぜひとも盛り込んでいただきたいということは、町民の声を反映していただきたいんですが、どんなふうに皆さんが一番願っていることを、不安に思っていることがあるんだということを、主要産物の種子だけではなく伝統野菜もということがあったり、ソバも入っている基本要綱ですので、小布施としてもどんなことをぜひとも盛り込んでいただきたいんだということを要望されているか、再度お願いいたします。

〔「町が要望していること」の声あり〕

○1番（中村雅代君） はい。皆さんの農業の中の要望を町がどんなふうに把握しているか。

○議長（関悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） この種子法廃止に絡んで農家の皆さんがどういったことをお考えになっているかということ町としてどう捉えていくかということによろしいですか。

今現時点でそのことについて、特に農家の皆さんからご意見を伺っていった機会は持っていないと先ほど申し上げました。今後のことになろうかと思うんですけれども、やっぱりそのことのみということではなくて、町の農業全般の中で捉えていくということも私は必要じゃないかなというふうに思っております。

そういう中で、ちょっと話が大きくなってしまいかもしれませんが、今後の町の農業のあり方ということに関しては、早急にといいますか、できれば今年度内から各団体の皆さん方との意見交換会といったものをやりたいと、これは考えております。もし必要であれば、そういったところでこちら側からご提案するといったことはできると思いますが、ただ、現時点でこの種子法廃止に対して、農家の皆さんから直接町に対して危機感といったものが訴えられているということは今ございません。それは現実問題としてあるわけなんですけれども、ですのでこちら側から、じゃ、この問題を皆さんどう捉えるかというふうなことで聞いていくという機会はつくらせていただければと思っております。

○議長（関悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） 農家の方からはそういうことなんですが、じゃ消費者の立場からのそ

ういう不安の声というものは、どんなふうにも現状では捉えておられますでしょうか。

○議長（関 悦子君） 竹内課長。

○産業振興課長（竹内節夫君） すみません、消費者の意見集約をどうしているかということなんですが、これは生産者イコール消費者ということもあろうかと思いますが、特別まだその種子法に対して、行政に対して懸念を訴えるという声は、先ほど生産者の立場から申し上げましたが、これは消費者からも今のところは届いていないといえると思います。それについての意見を集約する機会を設けたということも今、この3月の廃止でございますので、まだそこまでは動いていないというのが現状でございます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） それでは、2点目の熱中症対策について伺いいたします。

昨年7月の九州北部豪雨で避難所となっている体育館等が蒸し風呂状態であると被災者から悲鳴が上がり、避難者の健康状態は悪化という事態を受け、避難所に指定されている体育館等はエアコンの設置が必要ではないかと検討されました。ことしの平成30年7月豪雨、西日本豪雨の被災地でも厳しい暑さが続く中、避難先となった学校の体育館などでは空調設備が備わっていないため、熱中症の危険性が高まっていました。被災者のケアを重要視し、経済産業省は避難所での熱中症対策の一環としてスポットエアコンや業務用エアコンの設置工事など迅速に展開し、環境改善に努めました。

今月6日の北海道胆振東部地震発生から2週間たち、もう季節は秋になり、現地は朝晩冷え込みが厳しい状況となって、まだまだ避難所生活を余儀なくされている方々が多数おいでとのことで一日も早い復旧を願っております。そういう避難所の条件、環境などが大変重要となってくるわけですが、ことしは異常気象続きで、猛暑日の記録が次々と更新され、連日、暑さ対策のニュースや情報提供が行われました。今後、避難所に指定されている体育館等は、日々の使用においてはもちろん、エアコンの設置などが必要となるでしょう。

そこで、当町の体育館等の避難所についての熱中症対策などについて伺います。

1点目、小布施町地域防災計画によるところの第1避難所及び指定避難所の冷房設備の状況はどうでしょうか。

2点目、指定避難所にはなっていない「まちとしょテラス」の活用のお考えは。

3点目、日々の体育館使用及び利用の熱中症対策として、どのような配慮を行っておりますか。例えば、暑さ指数表示や大型扇風機などの設置のお考えはどうでしょうか。

今回この避難所についての冷房設備の状況を伺いましたのは、ことしの連日の猛暑は異状

なのかと思われるほど極端に暑かったわけです。今後も地球温暖化が続く限り、豪雨も猛暑も増え続けていくのかと思われます。この夏の時期の小布施管内での熱中症による救急搬送は11件と例年に比べて多かったようですが、屋外でのそういう救急搬送もあったことと思いますが、例えば、冷房のない住宅にお住まいの高齢の方などにお声をかけて、大変涼しいテラスなどへお連れできたらなど、私はふとある日思った次第なんです。公会堂や福祉センターもしかりで、熱中症対策というか、猛暑対策といいたいまいしょうか、そういう日中の最も暑い時間帯だけでも利用できたら、そういう一時的避難というものがあれば、ちょっと大げさかもしれませんけれども、有効的ではないのかなという思いでこの質問をさせていただきましたので、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、7月に発生しました西日本豪雨災害、9月の北海道胆振東部地震、続いて台風21号の被害で犠牲になられました皆様に哀悼の意を表するとともに、台風21号では町内の施設や農産物にも大きな被害がありました。被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。

さて、小布施町地域防災計画によるところの第1避難所及び指定非難所の冷房設備の状況についてお答えいたします。

小布施町の地域防災計画の中では、各自治会の公会堂を第1避難所とし、栗ガ丘小学校や文化体育館など、町内22カ所を第2避難所として指定避難所、指定緊急避難場所に指定しております。

議員ご質問の冷房設備の設置状況であります。まず、第1避難所であります各公会堂につきましても、4つの公会堂で冷房設備を設置しており、1部屋だけというところが2つ、それから、残りのほとんどの自治会で設置されていないというような状況であります。また、14カ所の指定避難所につきましても、全館冷房といった施設はありません。小学校のように教室はあるが、体育館はないというような、施設の中の一部の部屋に冷房設備の設置しているところと、それから文化体育館やトレーニングセンターなどには全くそういった施設がない、冷房がないところがあるとそういう状況であります。

なお、8カ所の避難場所につきましても、グラウンド、駐車場、あるいは公園であるために冷房設備はありません。

避難時につきましては、今ある施設を有効に活用していくことが基本となります。このため、高齢者の方や子供さん、また、妊婦さん、お体の不自由な方など、いわゆる災害時における弱者の皆さんが冷房設備の整った部屋に優先的に入れるような、そんな取り組みを検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、町立図書館まちとしょテラスの活用についてお答えをいたします。

現在、小布施町の地域防災計画の中には、町立図書館まちとしょテラスを指定避難所には指定しておりません。これは、地震の際の避難所としての機能を考えるとき、図書や書架がある施設が被災時にどうなのかということを検討した結果であります。地震の際などには、既に図書が散乱し、書架が倒れている状況が考えられること、さらに余震などで、さらに図書が落ちる、書架が倒れる危険があることが上げられます。すぐに避難して来られる住民の皆さんにそのままでは避難所には使えないということで判断をしているところであります。

議員から、今回ご提案につきまして、今後改めて、図書館、あるいは美術館などが避難所として使用できる可能性のある場所なのかどうか改めて検討して、適当と判断できれば見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、日々の体育館の使用及び利用の熱中症対策ということでございますが、町の体育館につきましては、日中は小・中学校の授業として、夜は社会体育施設として、年間を通じて多くの皆さんにご利用をいただいております。小・中学校の体育館での熱中症対策につきましては、担任の指導のもとで小まめな水分補給と休憩をとりながら授業を行っております。また、社会人の皆さんにも同様に、小まめな水分補給と休憩など、自己管理で熱中症対策をお願いしたいというふうに思っております。

ご提案のありました暑さ指数、いわゆるWBGTの表示につきましては、それが利用者への注意喚起になるか、その数値を見た利用者が自主的に運動を中止するのかなどの調査研究が必要だというふうに考えております。また、大型扇風機の設置につきましては、熱中症対策の一つとなるとは考えますが、逆に風によって競技の練習に支障が出ることも予想されます。繰り返しにはなりますが、熱中症対策につきましては、小まめな水分補給と休憩をとっていただけますようお願いしたいというふうに考えております。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいま、避難所の冷房設備等の状況などをお話いただきましたので、14施設ですか、冷房がこの町の中で設置されているところに避難所として設けられているというのを伺って、やや安心という形なんでございますが、またそして、弱者の方たちを

優先的にそちらのほうに促すということでも安心いたしました。

2番目のまちとしょテラスの活用はという点では、先ほど冒頭申し上げましたように、一時的な避難として、まちとしょテラスにいかがですかみたいな、そういう熱中症で体調を崩されている方がいたらそんなふうに誘導できるように、高齢になるとあそこに行つてというのも、なかなかそういう状況になるかどうかわからないので、そんなふうに、まちとしょテラスもどうぞという形にあればということで思ったわけですので、そういう点はいかがでしょう。

また、体育館の熱中症対策としては、授業はもちろん先生方の配慮があつて、子供たちももし体育館では暑くても、保健室で休んだりとか、風の吹く場所で休んだりとかそういうことができたりしてよいかと思うんですけども、夜間など利用の団体、大型扇風機でなくとも、扇風機が設置されていれば競技によっては使えるところもあると思うんですよ。小まめな休憩時間に使っている利用者の方たちが、貸し出しの扇風機があれば、それを借りて休憩のところで休めるというものもあるのになというふうな思いもあつたようです。その点、そういうふうなお考えはありませんでしょうか。自治体によっては、熱中症対策として体育館に扇風機が備えつけられているところが近隣の自治体にもありますので、その辺のお考えなどもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） 最初の一時的避難という考え方なんですが、ちょっと初めてお聞きしたので、どういった場合に一時避難ということをお考えになっているのか、ちょっと自分としては不明であります。例えば、いわゆる大規模な災害が起こったときの一時的な避難なのか、あるいは、日常生活の中での非常に気温が上がった場合の一時避難とお考えになっているのか、ちょっとわかりませんので。ただ、いわゆる災害としますと、先ほども申し上げたとおり、かなり散らかつた状況になっている、それから、さらにそこで過ごすことによって、書架が倒れたりして危険があるということでもありますので、災害の際はちょっとこれは難しいかなというのが今の現状、先ほどのお答えと一緒にです。

ただ、先ほども答弁しましたとおり、災害に関してはいろいろな状況が今変化しておりますし、それから、いろいろな状況が新しく起こっているというそんな状況ですので、ご提案いただいたものにつきましては、きちんと検討して、どのものに対しても検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願ひいたします。

それから、競技については教育委員会のほうでお答えいたします。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 夜間の体育館の利用の熱中症対策でございますけれども、先ほど扇風機の貸し出しというようなことがあったんですけれども、逆に例えば、使うグループでご家庭の小さな扇風機を持ってくるということも一つの案かと思えますし、いずれにしましても、利用者の皆様のお声を聞きながら考えてまいりたいと思います。

○議長（関 悦子君） 以上で、中村雅代議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関 悦子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時39分